

以下の点を了承した上で、JARTAに対しトレーニングを依頼する。

- ・トレーニング実施の報酬は、指定の方法により必ずJARTAに支払う。
- ・トレーニングに当たり、自分の身体の状態をトレーナーへ正確に伝える。
- ・トレーニング中、誤ってトレーナーまたはトレーニング実施の際に使用する施設、器具その他の動産類に損害を与えた場合、生じた損害を賠償する。
- ・トレーニング中に自分が負傷した際、トレーナーに故意重過失がある場合を除き、JARTA及びトレーナーに賠償は請求しない。
- ・サポート実施日の前日以降のキャンセル申出の場合、依頼者はサポート料金の50%を負担する。
- ・記載のない内容は双方誠実に協議して決する。

以上